

**令和8年度企業版ふるさと納税マッチング及び
北上川バレー産業集積拠点強化事業委託**

業務仕様書

**令和8年4月
岩手県商工労働観光部
ものづくり自動車産業振興室**

業務仕様書

1 業務名称

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング及び北上川バレー産業集積拠点強化事業委託

2 業務目的

本県では、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略～岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略～」において、「国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興」を推進しており、新たな財源の確保策として「企業版ふるさと納税」による寄附金を活用した事業を実施している。

本業務では、半導体関連産業をはじめとするものづくり産業の振興、とりわけ北上川バレーの産業集積拠点の強化に向けて、寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本県の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行う。これらを通じて、企業版ふるさと納税による財源を獲得し、産業支援機関等の機能を強化し、本県ものづくり産業の振興及び北上川バレープロジェクトの実現を推進していくことを目的とする。

【参考：北上川バレープロジェクトの狙い（いわて県民計画（2019～2028））】※抜粋

県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出が見込まれることを生かし、両振興圏の広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業分野、生活分野への導入などを通じて、働きやすく、暮らしやすい、21世紀にふさわしい新しい時代を切り拓く先行モデルとなるゾーンの創造を目指します。

取組の1つとして、IT産業、学術機関、産業支援機関等が集積する県央広域振興圏とものづくり産業が集積する県南広域振興圏双方の強みの掛け合わせによる北上川流域全体の産業の高度化・高付加価値化、生活環境の充実を図ることを目指しています。

また、本プロジェクトの成果が速やかに他地域に波及していくとともに、広く県民がその生活利便性を享受することによって、県民全体の暮らしが豊かになることを目指します。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

本業務においては、「2 業務目的」の達成に向けて、次の2つの業務を委託する。

(1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務

ア 対象事業のPRに係る支援

- ・ 受託者は、委託者が行う対象事業「北上川バレー産業集積拠点強化事業」のPRについて、必要な助言などの支援を行う。

イ 寄附見込企業のリスト化

- ・ 受託者は、対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、委託者と協議を行い、随時対象の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

ウ 寄附見込企業への提案及び紹介

- ・ 受託者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を令和9年1月末までに確定させる。
- ・ 受託者は、寄附見込企業からの寄附が実現するよう、委託者との面会や対話の場の設定も含めて、積極的にマッチング機会を提供する。
- ・ 受託者は、寄附見込企業への提案及び寄附意向確定後、委託者に当該企業名を報告する。

エ 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

- ・ 寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

(2) 北上川バレー産業集積拠点強化事業

北上川バレープロジェクトを推進する産業集積拠点の強化に向け、「いわてイノベーション推進リサーチパーク」を構成する産業支援機関等と、半導体関連をはじめとするものづくり企業等との連携推進のために必要な支援業務を行う。連携とは、次のものを指す。

ア 独立行政法人岩手県工業技術センターにおける依頼試験、機器貸出、共同研究等の開始

イ 公益財団法人いわて産業振興センター（いわて半導体関連人材育成施設）や国立大学法人岩手大学等、北上川バレープロジェクトを支える産業支援機関等の強化に資する取組の実施

5 協議事項

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

6 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料額を支払う。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（委託料率は整数のみとする） 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
--

- (2) 本業務では次のとおり、成果及び報酬計算式を2段階で設定するものとする。

成果1：本業務を通じて、企業版ふるさと納税が本県に納付されること 計算式：寄附金額×委託料率（A）
--

成果2：本業務を通じて、北上川バレー産業集積拠点強化に向けた企業との連携が実現すること 計算式：寄附金額×〔委託料率（B）×実現件数〕 ただし、実現件数は企業ごとに2件を上限値とする。
--

<注意事項>

ア 成果1の寄附金額が0円だった場合は、成果2に係る報酬は発生しない。

イ 本業務において推進する寄附は、原則、現金によるものとする。

- (3) 委託料率は、A・Bそれぞれについて、参考見積書や提案書において明記し、提示すること。委託料率の上限は、A・Bそれぞれについて、次のとおりとする。

A：本業務を通じて行われた寄附金額の10%以内（消費税及び地方消費税含む）

B：本業務を通じて行われた寄附金額の5%以内（消費税及び地方消費税含む）

7 委託料の支払い

受託者が働きかけを行った寄附見込企業が、本県に対して寄附を行った後、委託者は速やかに受託者にこの旨を伝えるものとする。請求及び支払いの時期は、契約締結時に委託者と受託者が協議の上、決定する。

8 業務の進捗報告

業務の進捗に応じて定期的に委託者に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、委託者との協議により定めるものとする。

9 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「2 業務目的」、「4 委託業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

(ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ

(イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 業務の管理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

イ 提案に係る費用の総額は、資料1「企画コンペ実施要領」の1(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。また、積算においては、2億円の寄附を獲得した場合と仮定して積算すること。

ウ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 6部

(イ) 積算内訳書 6部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案

イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案

ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案

エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

10 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、10の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

11 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、岩手県会計規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。

(2) 業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。

(3) 受託者は、寄附額が2億円を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うものとする。

(4) 受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行ってはならない。なお、経済的利益の供与の詳細な内容については、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説（令和4年6月27日 内閣府地方創生推進事務局）を参照すること。

※詳細は、別添「資料4 本業務に係る注意事項について」を確認すること。

(5) 本業務は、業務の性質に照らし、複数の受託者と契約する場合がある。その場合、業務の履行に関する委託者からの指示や協議依頼に応じること。

(6) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

12 備考

本仕様書は、企画コンペ実施に向けた設計図書として作成したものであり、企画コンペの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。